

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正
(県例規集登載)

経営支援課

- 液化石油ガス販売事業者の認定

消防保安課

- 特定施設の設置許可申請

環境管理課

- 指定居室サービスの事業の廃止

指導監査室

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

- 特定計量器定期検査

工業技術センター

- 海岸保全区域の指定

水産課

【公告】

- 県営土地改良事業の工事完了

耕地課

- 土地改良事業の工事完了

農村振興課

- 農地を利用する権利の設定に関する裁定

建築指導課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事

建築指導課

- の完了

-

-

-

〃

〃

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百九十九号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱(平成二十一年岡山県告示第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

令和三年五月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第八条中「から4まで」を「又は3」に改める。

別表第十一号を次のように改める。

11 金	次のいずれかに該当し、経営の安定に支障を来している中小企業者又は組合 1 特定中小企業者 2 為替相場の変動により事業活動に影響を受けている者 3 次のいずれかに該当する者 (1) 最近3月間の平均売上高又は平均販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「平均売上高等」という。)が前年同期の平均売上高等に比して5%以上減少している者 (2) 最近3月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率に	(1) 経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く。) (2) 知事が別に定める既往の借入金 金の返済資金	同上	10年以内(2年内)	同上	同上	付表1のとおりただし、融資の対象者が1である場合は、年0.80%	金融機関又は保証協会の定めるところによる。	同上
---------	---	---	----	------------	----	----	----------------------------------	-----------------------	----

令和3年5月18日 岡山県公報 第12294号

◎岡山県告示第三百号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和三年五月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 液化石油ガス販売事業者の名称及び代表者の氏名

山陽ガス株式会社

代表取締役 中村 玲子

二 液化石油ガス販売事業者の住所

岡山市東区上道北方二一一番地

三 保安確保機器の設置及び管理の方法

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十六条第一号に掲げる方法

四 認定年月日

令和三年五月十日

◎岡山県告示第三百一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和三年五月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 玉野レクリエーション総合開発株式会社

住 所 岡山県玉野市滝1640番1

氏 名 代表取締役社長 下垣 慶紀

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 玉野レクリエーション総合開発株式会社

所在地 岡山県玉野市滝1640番1

令和3年5月18日 岡山県公報 第12294号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		廃 止	
種	類	72し尿処理施設		72し尿処理施設	
能	力	3,200人槽		3,200人槽	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		—	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後4か月		—	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		—	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間 春～秋季に比べて冬季の利用が減少する。		連続24時間 春～秋季に比べて冬季の利用が減少する。	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	95	140	95	140
	p H	5.8～8.6		5.8～8.6	
	B O D (mg/L)	15	20	6	8
	C O D (mg/L)	30	40	10	15
	S S (mg/L)	40	50	15	20
	油 分 (質量%)	ND	3	痕跡	3
	T - N (mg/L)	40	50	20	30
	T - P (mg/L)	4	5	3	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000以下	3,000以下	3,000以下

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和3年5月18日 岡山県公報 第12294号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	汚水処理装置				同左				
種 類	し尿浄化槽				同左				
構 造	R C				F R P				
主 要 寸 法	10.5m×16.15m×4.8m				6.6m×27.3m×3.55m				
能 力	140m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	接触ばっ気方式+接触酸化+砂ろ過				担体流動ろ過循環方式				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				工事着手後4か月				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				工事完成後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間 春～秋季に比べて冬季の利用が減少する。				同左				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大値	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	95	140	95	140	同左			
	p H	5.8～8.6		5.8～8.6					
	B O D (mg/L)	180	200	6	8	180	200	15	20
	C O D (mg/L)	100	120	10	15	100	120	30	40
	S S (mg/L)	200	250	15	20	200	250	40	50
	油 分 (mg/L)	20	20	痕跡	3	20	20	ND	3
	T - N (mg/L)	50	70	20	30	40	50	40	50
	T - P (mg/L)	8	10	3	5	4	5	4	5
大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	3,000以下	3,000以下	同左				

令和3年5月18日 岡山県公報 第12294号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	95	140	同左	
p H	5.8~8.6			
BOD (mg/L)	6	8	15	20
COD (mg/L)	10	15	30	40
S S (mg/L)	15	20	40	50
油分 (mg/L)	痕跡	3	ND	3
T-N (mg/L)	20	30	40	50
T-P (mg/L)	3	5	4	5
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000以下	同左	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和3年5月18日から同年6月8日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

令和3年5月18日 岡山県公報 第12294号

◎岡山県告示第三百二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和三年五月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

加茂介護支援センター緑山荘

2 所在地

津山市加茂町小中原一一五番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人加茂光陽会

2 所在地

津山市加茂町小中原一一五番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和三年五月十二日

四 介護保険事業所番号

三三七三五〇〇八五

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第三百三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和三年五月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

所在地

更新年月日

クローバー薬局富岡店

笠岡市富岡二五六〇一〇

令和三年五月一日

医療法人三水会田尻病院

美作市明見五五〇一〇一

令和三年六月一日

訪問看護リハビリテーションしん

玉野市長尾七五九一〇一〇五

令和三年六月一日

令和3年5月18日 岡山県公報 第12294号

◎岡山県告示第三百四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

令和三年五月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場 所	期	日
新見市	上市公民館	令和三年七月一日	一〇三〇〇〇〇〇〇〇
〃	新見市哲多支局	〃 二日	一三三〇〇〇〇〇〇〇
〃	井倉公民館	〃 五日	一三三〇〇〇〇〇〇〇
〃	土橋交流センター	〃 六日	一三三〇〇〇〇〇〇〇
〃	熊谷公民館	〃 七日	一三三〇〇〇〇〇〇〇
〃	新見市大佐支局	〃 八日	一三三〇〇〇〇〇〇〇
〃	新見市神郷支局	〃 九日	一三三〇〇〇〇〇〇〇
〃	新見市哲西支局	〃 十日	一三三〇〇〇〇〇〇〇
〃	新見市地域福祉センター	〃 十一日	一三三〇〇〇〇〇〇〇
〃	〃	〃 十二日	一三三〇〇〇〇〇〇〇
〃	〃	〃 十三日	一三三〇〇〇〇〇〇〇
〃	〃	〃 十四日	一三三〇〇〇〇〇〇〇
〃	〃	〃 十五日	一三三〇〇〇〇〇〇〇
〃	〃	〃 十六日	一三三〇〇〇〇〇〇〇
〃	〃	〃 十七日	一三三〇〇〇〇〇〇〇
〃	〃	〃 十八日	一三三〇〇〇〇〇〇〇

令和3年5月18日 岡山県公報 第12294号

二
実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

							瀬戸内市
〃	〃	〃	瀬戸内市役所	〃	瀬戸内市役所牛窓支所	〃	瀬戸内市役所長船支所
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	二十七日	〃	二十六日	〃	二十一日	〃	二十日
一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇
一三五〇	一三〇〇	一三五〇	一三〇〇	一三五〇	一三〇〇	一三五〇	一三〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

令和3年5月18日 岡山県公報 第12294号

◎岡山県告示第三百五号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県農林水産部水産課及び笠岡市建設産業部建設企画課において一般の縦覧に供する。

なお、平成二十年岡山県告示第七十八号は、廃止する。

令和三年五月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

海岸名	区	域
岡山県岡山沿岸 横江漁港海岸神 島地区海岸 (延長1,421m 方位 磁北)	基点1から基点50までを順次結んだ線、基点50と補助点12を結んだ線、補助点12から補助点1までを順次結んだ線及び補助点1と基点1を結んだ線により囲まれた区域 基点1 四等三角点瀬戸山 (緯度34° 28' 48" . 3535 経度133° 31' 19" . 4679) から233° 19' の方向へ距離442.4mの点	
	基点2 基点1から	139° 30' の方向へ距離 15.0mの点
	基点3 基点2から	165° 00' の方向へ距離 14.0mの点
	基点4 基点3から	172° 00' の方向へ距離 18.5mの点
	基点5 基点4から	185° 30' の方向へ距離 31.0mの点
	基点6 基点5から	190° 00' の方向へ距離 131.0mの点
	基点7 基点6から	162° 00' の方向へ距離 66.5mの点
	基点8 基点7から	136° 07' の方向へ距離 28.9mの点
	基点9 基点8から	168° 00' の方向へ距離 15.0mの点
	基点10 基点9から	180° 00' の方向へ距離 10.1mの点
	基点11 基点10から	205° 26' の方向へ距離 28.3mの点
	基点12 基点11から	164° 48' の方向へ距離 170.9mの点
	基点13 基点12から	105° 00' の方向へ距離 64.8mの点
	基点14 基点13から	135° 48' の方向へ距離 56.4mの点

基点15	基点14から	111° 56'	の方向～距離	66.6mの点
基点16	基点15から	114° 00'	の方向～距離	174.0mの点
基点17	基点16から	119° 30'	の方向～距離	11.3mの点
基点18	基点17から	210° 18'	の方向～距離	3.5mの点
基点19	基点18から	117° 19'	の方向～距離	50.9mの点
基点20	基点19から	30° 08'	の方向～距離	72.0mの点
基点21	基点20から	30° 15'	の方向～距離	14.6mの点
基点22	基点21から	29° 59'	の方向～距離	22.8mの点
基点23	基点22から	29° 38'	の方向～距離	19.5mの点
基点24	基点23から	110° 39'	の方向～距離	30.3mの点
基点25	基点24から	110° 47'	の方向～距離	7.1mの点
基点26	基点25から	110° 36'	の方向～距離	13.3mの点
基点27	基点26から	110° 45'	の方向～距離	16.6mの点
基点28	基点27から	110° 45'	の方向～距離	20.4mの点
基点29	基点28から	203° 02'	の方向～距離	13.5mの点
基点30	基点29から	196° 14'	の方向～距離	2.4mの点
基点31	基点30から	186° 53'	の方向～距離	2.7mの点
基点32	基点31から	181° 16'	の方向～距離	3.6mの点
基点33	基点32から	147° 33'	の方向～距離	0.8mの点
基点34	基点33から	153° 10'	の方向～距離	12.1mの点
基点35	基点34から	126° 01'	の方向～距離	20.2mの点
基点36	基点35から	121° 10'	の方向～距離	13.8mの点
基点37	基点36から	100° 46'	の方向～距離	6.5mの点
基点38	基点37から	90° 47'	の方向～距離	5.8mの点
基点39	基点38から	72° 54'	の方向～距離	6.4mの点
基点40	基点39から	63° 44'	の方向～距離	5.6mの点
基点41	基点40から	49° 11'	の方向～距離	7.0mの点
基点42	基点41から	39° 40'	の方向～距離	3.0mの点
基点43	基点42から	120° 47'	の方向～距離	16.0mの点
基点44	基点43から	121° 03'	の方向～距離	38.0mの点

基点45	基点44から	212° 55'	の方向	～距離	3.0mの点
基点46	基点45から	120° 57'	の方向	～距離	7.4mの点
基点47	基点46から	210° 57'	の方向	～距離	14.2mの点
基点48	基点47から	120° 57'	の方向	～距離	35.3mの点
基点49	基点48から	32° 53'	の方向	～距離	17.2mの点
基点50	基点49から	121° 01'	の方向	～距離	39.4mの点
補助点1	基点1から	93° 11'	の方向	～距離	7.8mの点
補助点2	基点4から	99° 34'	の方向	～距離	51.4mの点
補助点3	基点6から	82° 36'	の方向	～距離	49.5mの点
補助点4	基点7から	69° 15'	の方向	～距離	46.5mの点
補助点5	基点8から	76° 11'	の方向	～距離	45.0mの点
補助点6	基点12から	45° 41'	の方向	～距離	51.9mの点
補助点7	基点12から	62° 47'	の方向	～距離	72.7mの点
補助点8	基点14から	16° 00'	の方向	～距離	55.2mの点
補助点9	基点17から	30° 18'	の方向	～距離	43.4mの点
補助点10	基点23から	294° 11'	の方向	～距離	50.6mの点
補助点11	基点28から	79° 00'	の方向	～距離	38.2mの点
補助点12	基点50から	29° 30'	の方向	～距離	15.6mの点

海岸名	区	域
岡山県岡山沿岸 横江漁港海岸入 江地区海岸 (延長318m方 位 磁北)	基点1から基点5までを順次結んだ線, 基点5と補助点3を結んだ線, 補助点3から補助点1までを順次結んだ線及び補助点1と基点1を結んだ線により囲まれた区域	基点1 四等三角点瀬戸山 (緯度34° 28' 48", 経度133° 31' 19", 4679) から146° 18' の方向～距離350.2mの点
	基点2 基点1から	5° 15' の方向～距離 151.6mの点
	基点3 基点2から	88° 30' の方向～距離 153.2mの点

基点4	基点3から	5° 30'	の方向へ	距離	21.5mの点
基点5	基点4から	95° 00'	の方向へ	距離	3.0mの点
補助点1	基点1から	95° 30'	の方向へ	距離	24.1mの点
補助点2	基点2から	126° 54'	の方向へ	距離	29.0mの点
補助点3	基点3から	154° 49'	の方向へ	距離	19.7mの点

令和3年5月18日 岡山県公報 第12294号

〔二九二〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

令和三年五月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

地区名	工種	完了年月日
東 池	ため池	令和三・三・一五
井原(西方2工区)	農業用排水施設	平成二八・三・三一
〃(青野工区)	〃	平成二九・三・二八
〃(星田工区)	〃	平成二九・三・二八
〃(馬場迫工区)	〃	平成三〇・二・六
〃(西吉井工区)	〃	平成三〇・三・二七
〃(宇戸工区)	〃	平成三〇・一二・一一
〃(西方1工区)	〃	平成三〇・一二・二〇
〃(天神山工区)	〃	平成三一・三・二〇
〃(落石堰工区)	〃	令和元・九・一一
〃(三山工区)	ほ場整備	令和二・三・一三
〃(藤田工区)	ほ場整備	平成二八・一・一八
〃(宇戸谷工区)	〃	平成二九・三・二八
〃(烏頭工区)	〃	平成二九・三・三〇
〃(北楨工区)	〃	平成二九・三・三〇
〃(深田工区)	農地防災	平成三〇・二・二〇
〃(星田工区)	〃	令和三・三・一五
備 北	農業用排水施設	令和三・三・三〇
矢掛(平矢下工区)	〃	令和三・二・二六
〃(西三成工区)	ほ場整備	令和三・三・一九

令和3年5月18日 岡山県公報 第12294号

〔一九三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

令和三年五月十八日

事業主体	地区名	工種	完了年月日
足守土地改良区	和田水路	かんがい排水	令和三・三・二六

岡山県知事 伊原木 隆 太

令和3年5月18日 岡山県公報 第12294号

〔一九四〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和三年五月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
岡山市東区西庄一七〇番一	田	六〇九
岡山市東区西庄一七六番一	田	一、〇四二
岡山市東区西庄一八二番一	田	二、二一五
岡山市東区西庄一八七番	田	二、一五六
岡山市東区西庄二四八番	田	八五七
岡山市東区西庄三三六番	田	七三〇

二 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
水田として利用	令和三年六月一日	権利の始期から令和十三年五月三十日まで	一五二、一八〇円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）
理事長 京 博司

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 農地の所有者等の情報

名義人は死亡しており、その所有者が確知できない状態となっている。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方務局に補償金を供託する。

令和3年5月18日 岡山県公報 第12294号

〔一九五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年五月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小田郡矢掛町江良字福万二一八七―四、二一九六一―一、二一九七一―一、二一九八―、二一九九―、二二〇二―、二二〇三―、二二〇四―、二二〇五―、二二〇六―、二二〇七―、二二〇八―一、二二〇九―一、二二一〇―一、二二一〇―三、二二二〇―一〇、二二一八

七―四地先道路

二 許可を受けた者の住所及び氏名

小田郡矢掛町矢掛三〇一八番地

矢掛町土地開発公社 理事長 山野 通彦

三 許可番号

岡山県指令建指第三七八号

令和3年5月18日 岡山県公報 第12294号

〔一九六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年五月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市河本字砂田四一五一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区土田四〇七番地一green一〇五号室

足立 毅

三 許可番号

岡山県指令建指第四五〇号

令和3年5月18日 岡山県公報 第12294号

〔一九七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年五月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市榎谷字狩山一五三六一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市榎谷一五三〇一

吉本雄一郎

三 許可番号

岡山県指令建指第四四四号

令和3年5月18日 岡山県公報 第12294号

〔二九八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年五月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市見延字高畔一六四二―一、一六四二―三、一六四五、一六四六―一、一六五〇、一六五二、一六五三―一、一六四二―一地先から一六五三―一地先まで道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市見延一六二六―二

岡山指月株式会社

代表取締役 足達 信章

三 許可番号

岡山県指令建指第三六五号